

雇用保険料率が平成22年度から改正されました。

雇用保険料率が変更され、負担割合は下表のとおりとなります。

平成22年4月分の給与から被保険者負担分を控除する際は、変更後の率で控除してください。

区 分		H22. 4. 1～			H21. 4. 1～H22.3.31		
		(/1000)	事業主	被保険者	(/1000)	事業主	被保険者
一般の事業	特掲事業以外の事業	15.5	9.5	6.0	11.0	7.0	4.0
特掲事業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業、その他の農林の事業(園芸サービスの事業を除く。)	17.5	10.5	7.0	13.0	8.0	5.0
	動物の飼育又は水産植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)						
	清酒製造の事業						
	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業	18.5	11.5	7.0	14.0	9.0	5.0

お問合せ先 鳥取労働局 労働保険徴収室 適用係
電話0857-29-1702

短時間就労者及び派遣労働者の方の雇用保険の適用基準が以下のとおり緩和されました。

- ・31日以上雇用見込があること
- ・一週間あたりの所定労働時間が20時間以上であること

お問合せ先 鳥取労働局 職業安定課 雇用保険係
電話0857-29-1707